

# 消防個人年金規約の主な改正点

## 1. 加入資格と加入コース（第3条）

(1) 加入資格：満15歳以上**満69歳**未満の消防団員・消防職員・都道府県消防協会及び日本消防協会の役職員。退団後・退職後も継続加入できます。

### (2) 加入コース

① 自由選択コース：**満69歳**未満の方が加入できます。支払った保険料は「一般の生命保険料控除」の対象になります。

② 税制適格コース：**満60歳**未満の方が加入できます。支払った保険料は「個人年金保険料控除」の対象になります。

## 2. 加入日（第5条）

### (1) 新規加入

掛金の種類	加入日
月払	毎月1日の年12回
月払＋一時払	
半年払を併用する場合	1月1日および7月1日の年2回

### (2) 増口

掛金の種類	加入日
月払	毎月1日の年12回
半年払・一時払	1月1日および7月1日の年2回

## 3. 年金開始（第12条）

①税制適格コース（満55歳未満）、自由選択コース（満64歳未満）で加入の場合  
満65歳を迎えた翌月1日に年金受給権を取得し、取得後最初の支給月（3，6，9，12月）から年金が開始されます。

ただし、加入者の希望により、年金開始年齢を満70歳とすることができます。

②税制適格コース（満55歳以上）、自由選択コース（満64歳以上）で加入の場合  
満70歳を迎えた翌月1日に年金受給権を取得し、取得後最初の支給月（3，6，9，12月）から年金が開始されます。

## 4. 年金種類（第12条）

10年確定年金および10年保証期間付終身年金に加え**15年確定年金を新設**

（制度変更時期）

平成27年8月1日